

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北九州市

2 構造改革特別区域の名称

北九州市地域通貨特区

3 構造改革特別区域の範囲

北九州市全域

4 構造改革特別区域の特性

北九州市は昭和38年、門司市、小倉市、八幡市、若松市、戸畑市の旧5市の対等合併により誕生した。

かつては、我が国の4大工業地帯の1つとして、製鉄業や重化学工業の分野において高い工業生産額を誇った。現在でも、官営八幡製鉄所以来培われた「モノづくり」の技術は、作家山根一眞の著作「メタルカラーの時代」に紹介されるように脈々と引き継がれており、高い付加価値を持つこれらの技術は諸外国の追隨を許さない。

また、市内の「学術研究都市」を中心に、産学官の連携のもと、「環境産業」などの新たな産業が続々と誕生しつつある。

都市構造をみると、北九州市は、人口100万の大都市としての性格を有しつつも、合併の経緯から、人口20万の中小地方都市としての性格を併せ持っており、全国に共通する各種の社会課題について、高い汎用性を持つ解決策を示唆し得る。

北九州市の社会特性の一つに、コミュニティの触れ合い、旧来の地域住民相互の強いネットワークがある。平成16年度においてなお、約80%という政令指定都市としては高い自治会加入率を維持している。

また、NPOをはじめとする機能型の市民活動が活性化している。NPO法施行以降、市内のNPO法人数は平成16年12月末で135法人を数え、さまざまな分野で活発な活動を展開しており、ボランティア団体数についても、1,100を越え、市民活動の担い手は着実に拡大している。

このように、北九州市は、合併以前からの緊密な地域コミュニティと新たなまちづくりの担い手であるNPO等による市民活動の双方に恵まれており、今後の市民社会を切り開く高いポテンシャルを有している。

北九州市では、この恵まれた都市特性を活用して「市民が主体のまちづくり」を推進していくこととしている。市の基本構想である「ルネッサンス構想・第三次実施計画」の中で、「市民が主体のまちづくり」を「基本的考え方」に据え、「市民の主体性、自主性に基づいた市民主導のまちづくりを推進することとし、その仕組みづくり、風土・文化づくりを進める。」ことを謳っている。

具体的な取り組みとしては、地域コミュニティの活性化、機能化に向けて、平成6年度以降、総合的な地域活動拠点として、小学校区に1つの市民センターの整備を進めている。平成16年4月現在で、旧来からの公民館を含めて126館の整備を終えており、ほぼ市内の全小学校区に1つの地域活動拠点の整備が完了する見通しである。

また、これと並行して、やはり小学校区を単位とする包括的地域経営主体である「まちづくり協議会」の結成を、地域諸団体の参画を通して促進している。平成16年度からは、このまちづくり協議会の主体的な活動をさらに支援するため、従来から市から地域への縦割りの各種補助金を一元化して、一定の範囲で地域の裁量を認める「地域総括補助金制度」の導入を進めている。

このように、北九州市は、新たな市民社会の創造に向けての地域系組織、機能系組織双方における高い社会的ポテンシャルを有しているほか、これらをコーディネートし、「新たな都市型共同体の創出」へと導き得る種の支援ツールを具備している。

このような中、平成16年度、北九州市八幡西区折尾地区において、市民団体による地域通貨を活用したまちづくりの取り組みがはじめられた。

5 構造改革特別区域計画の意義

地域通貨は、ものやサービスを供給する人と受け取る人が対等・互恵の関係にあり、参加する市民は供給者であると同時に消費者でもある。そのため、地域通貨を循環させることによって自立型のコミュニティが徐々に形成される。また、これらの循環は特定の地域内で行われることから、地域内循環型経済システムも構築する。

八幡西区の折尾地区において、若手商店主や地域住民、学生、大学教授などが主体となって地域通貨オリオンの取り組みが開始された。

この取り組みにおいて、地域通貨オリオンは地域住民や学生、商店、まちづくり団体を繋ぐ手段として有効に機能し、新たな人間関係の形成や商店街の活性化などの成果を出しはじめている。

しかし、「前払式証票の規制等に関する法律」においては、基本財産として1,000万円以上を有しなければ、有効期間6ヶ月以上の地域通貨を発行することが出来ないこととされている。

そのため、通貨印刷経費等の負担が大きくなり、財政基盤が脆弱なNPO等の市民団体が運営主体となるには大きな障害となっている。

この構造改革特別区域計画を推進することにより、通貨印刷回数が減ることによる発行コストの低減や地域通貨の有効期間が延長されることによる利用者の利便性の向上などが図られるため、より安定した事業の展開が可能となり、地域コミュニティ活動及びボランティア活動の活発化、さらには地域経済の活性化が期待される。

6 構造改革特別区域の目標

今後の社会経済環境にあっては、まちづくりの主体は大きく市民へと移行していくこととなる。そのため、我々市民の生活の基盤である地域社会において、NPOをはじめとする機能系の市民活動と地域系のコミュニティ活動が両輪となって、地域が有する様々な資源等を活用しながら個性豊かな地域づくりを推進し、21世紀の社会に相応しい「新たな都市型共同体」を構築する必要がある。

北九州市ではこれまでも、地域自治に向けた仕組み、土壌づくりを進め、地域におけるコミュニティ活動拠点の整備や包括的地域経営主体である「まちづくり協議会」の機能強化を促進してきた。

今後はさらに、地域の様々な活動主体が地域コミュニティに結集し、団体相互の機能補完や幅広い人材の参加を前提とする自律的地域経営体制の確立を図ることとしている。

地域通貨は、NPOとコミュニティがそれぞれの得意分野を活かしながらネットワークを形成するという協働のまちづくりを推進するツールとしての機能を有しており、また、個人の潜在的な能力、可能性を引き出し、人と人とのコミュニケーションを高める機能も併せ持っている。

今回の構造改革特別区域の目標としては、地域通貨の機能を活用して、地域の様々な団体の協働のもと、地域住民が地域のことを自ら考え、自分たちのまちを、自分たちの手で住み良くしていく「市民主体のまちづくり」を実現することにある。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) コミュニティ活動の活性化

地域通貨の流通が人と人との新たな出会い、新たな人間関係の形成を生むことから、また地域通貨の流通に関するルールづくりの過程等での各種活動などを通じて、地域コミュニティが活性化する。

(2) ボランティア活動の促進

各種のボランティア活動に対して、その報酬、お礼として地域通貨が発行され、流通することから、ボランティア活動への動機付けを生み、市民の主体的な地域活動が促進される。

(3) 地域経済の活性化

地域通貨の流通は地域限定的であるため、地区内で選択的に物流の促進が図られ、地域経済の活性化や新たな雇用の創出に繋がる。

また、介護をはじめとする潜在的なサービスが地域でビジネスとして展開される可能性が高い。

8 特定事業の名称

302 営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関連し地方公共団体が必要と認める事項

【関連事業】

地域総括補助金制度

平成16年度、各種地域団体に対して各事業ごとに交付している補助金のうち11項目を一本化し、一括して「まちづくり協議会」に交付することにより、一定の範囲内で地域の実情に応じた柔軟な活用を可能とする「地域総括補助金制度」を創設した。

コミュニティ活動促進事業

・校区まちづくり事業

まちづくり協議会を中心に、地域住民（小学校区単位）が主体となっ
て行うまちづくり計画の策定や地域活動を支援する。

・まちづくり専門家派遣事業

地域のまちづくり団体等がまちづくりのための講演会等を実施する際に、その内容に通じた専門家を派遣する。

・コミュニティ・NPO協働促進事業

NPO・ボランティア活動を行う団体と地域コミュニティ団体との交流を促進する。

NPO・ボランティア活動促進事業

市民活動サポートセンターにおける、NPO・ボランティア活動に関する各種相談業務、情報収集・提供などを通して市民活動への市民参加を促進する。

コミュニティビジネス推進事業

コミュニティビジネスの振興を図るため、起業化に向けた実務に関するセミナーを開催するとともに、その意義や手法、起業方法などに関するフォーラムを開催する。

まちづくりステップアップ事業

市民主体のまちづくりを推進し、まちづくり機能の一層の向上を図るため、地域コミュニティ、まちづくり団体、NPO・ボランティア等市民による協働、連携による新たなまちづくり活動を積極的に支援する。

1 特定事業の名称

302 営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(特活) 地域通貨オリオン委員会 (法人認証申請中)

主たる事務所の所在地 北九州市八幡西区則松四丁目20番7号

定款 別添のとおり

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

(特活) 地域通貨オリオン委員会 (法人認証申請中)

(2) 事業区域

北九州市

(3) 事業概要

近年、コミュニティ意識が薄れ、人々のふれあいや助け合いが少なくなっていると言われている。一方、かつて地域住民の交流の核であった地元商店街は、流通構造の変化により衰退が続いている。

このような課題に対し、本市では地域通貨を活用したまちづくりによる解決に取り組んでいる。地域通貨オリオン委員会は、今年度2回にわたる流通実験を行い、地域通貨が住民自ら行うまちづくりに有効な手段であることを確認するに至ったところである。

地域通貨オリオン委員会は、今後この事業をさらに充実、発展させることにより、新たな地域コミュニティの創造と地域経済の再浮揚を目指している。

【特記事項】

「地域通貨オリオン委員会」の財務内容の健全性が確保されていること及び将来においても確保される見込みであること並びにそれらの理由

- ・ 支出面では、無償ボランティアを中心とした組織体制をとっているため、人件費の負担がない。(16年度、17年度とも負担なし)また、総支出については、立上げの年である16年度は1,723千円であるが、17年度は1,100千円を見込んでおり、将来においてもほぼ同水準の支

出と推定される。

- ・一方、収入面では、通貨発行等の管理運営のためのコストについても、会員からの寄付（17年度：200千円）や地元住民、地元企業からの寄付（16年度：70千円、17年度：500千円）を計画的に集めるとともに、又、換金手数料（16年度：85千円、17年度：200千円）を商店街から徴収する仕組みを取っており、総収入は16年度：1,723千円、17年度：1,100千円を見込んでいる。
- ・その結果、将来にわたって収入・支出の均衡がとれることを見込んでおり、財務内容の健全性が確保されるものと判断される。

* 添付資料 事業計画書（16、17年度）、収支計画書（16、17年度）、貸借対照表（16年度、17年度）

「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について安全かつ確実な管理方法及び当該管理方法が安全かつ確実なものであると考えられる理由

- ・「地域通貨」の発行によって、その購入者等から受け取った発行額見合いの金銭を、金融機関に速やかに預け、地域通貨の回収が終了するまで金融機関で全額を管理させる。
- ・金融機関は、持ち込まれた地域通貨が正当なものであることを確認のうえ、換金、払い出しを行う。
- ・未使用残高が1,000万円を超えた場合は、当該未使用残高の全額について、前払式証券の規制等に関する法律（以下、「前払式証券法」という。）の規定に基づく供託又は金融機関との保全契約を結ぶ。

発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するための地方公共団体の体制整備に関する事項

- ・事業の実施状況及び発行体の収支状況等について、年2回（4月、9月）、報告を徴取することとする。（別添様式参照）
- ・上記担当部署を、八幡西区役所まちづくり推進課及び北九州市総務市民局市民部地域振興課とする。
- ・八幡西区役所まちづくり推進課及び北九州市総務市民局市民部地域振興課は、必要に応じて現地調査を行う。

「地域通貨」の所有者からの相談、苦情の解決を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項

- ・担当部署を、八幡西区役所まちづくり推進課とする。

「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合における対応を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項

- ・北九州市が発行する広報紙、北九州市が運営するホームページ等様々な媒体により「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった旨周知するものとする。
- ・未使用残高が、1,000万円を超えている場合においては、発行保証金の還付を前払式証票法の規定に基づいて行うこととし、未使用残高が、
1,000万円以下の場合においては、前払式証票法の規定に準じて、北九州市総務市民局市民部地域振興課が、発行見合い資金の還付手続きを行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

- ・「地域通貨オリオン委員会」は、2度にわたる地域通貨流通実験を実施。地域通貨がコミュニティの再生、ボランティア活動の推進及び地域経済の活性化に有効であることを明らかにした実績がある。
- ・主な実施地区である北九州市八幡西区折尾地区には、地域のイベント等を通じて、まちづくり協議会や自治会、婦人会、大学、商店連合会、銀行など、従来から強固な地域コミュニティ基盤が存在し、また、川の清掃ボランティアなど、ボランティア活動に対する支援環境が醸成されていることから、参画団体は今後ますます増大することが期待できる。
- ・折尾地区の商店のうち、既に58店がこの事業に参画しており「地域通貨オリオン」の入手者は、参画商店の提供する様々な商品、サービスと交換ができることとなっている。
- ・以上のことから、「地域通貨オリオン委員会」が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が図られ、かつ購入者保護のための所要の措置が講じられるものであるため、前払式証票の規制等に関する法律の事前登録要件のうち、資本要件の適用について特例措置を講ずることが適当である。